

# 災害時のアスベスト飛散防止対策について

災害発生時に初動対応にあたる際には、建物の倒壊等によりアスベスト含有建材が露出している可能性がありますので、以下の事項を参考に、アスベストの飛散及び暴露の防止に留意してください。

なお、吹付けアスベストなどが露出している状況を確認した場合は、ご連絡ください。

## 1. 鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物について

- ① 建築年が平成7年（1995年）以前の建築物は、1%以上（昭和50年（1975年）以前は5%以上）のアスベストを含有する吹付け材が使われている可能性があるため、外観からの目視により特に飛散性アスベストの露出の有無を確認してください。

※ ただし、平成7年以後の建築物であっても、0.1～1%のアスベストを含有している可能性があります。また、木造建築物であっても、飛散性アスベストを使用している可能性があるため、留意が必要です。

- ② 断熱材や配管の保温材等についても、アスベストを含有するものが使用されていることがあるので、破損等の有無を確認してください。

### 【アスベスト使用要注意箇所】

鉄骨造	鉄骨の耐火被覆（鉄骨全面に施工）
鉄骨造及び鉄筋コンクリート造	機械室、ボイラー室、空調機室、電気室等（石綿含有吹き付けの施工）
建築設備	空調機・温水等の配管（保温材）、煙突等のライニング

- ③ その他アスベスト含有建材（成形板等）についても、建材の破損等により石綿が飛散するおそれがあることから、注意が必要です。

2. 被災建築物の立入りについては、応急危険度判定の情報等を確認して対応にあたってください。

3. 作業にあたっては、呼吸用保護具（防じんマスク）を着用してください。

4. アスベストが飛散するおそれがある状況が確認された場合は、以下の応急措置を講じてください。

- ・ビニールシート等での養生により、飛散防止を図る
- ・散水・薬剤等の散布を行い、湿潤化・固形化等の措置を行う
- ・養生・散水等が行えない場合は、最低限、石綿へのばく露を防ぐため、ロープ等によって立ち入り禁止とする。

#### 【アスベスト含有建材の例】

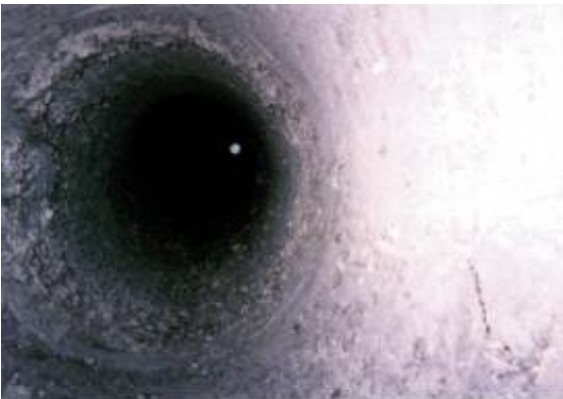
写真出典：災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(環境省)



鉄骨造の梁・柱の耐火被覆



機械室の壁・天井の断熱



煙突の断熱材



保温材（配管等）



選別された成形板等

(問い合わせ先)

大分市環境部環境対策課  
電話番号：(097) 537-5748  
ファクス：(097) 538-3302